

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を町民に明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、住民参加による町政の推進に寄与することを目的とする。

2 対象

この指針の対象となる審議会は、町民、学識経験者等で構成され、法律、及び地方自治法第138条の4第3項の規定により条例で町の事務について、審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができるものとする。

- （１）法令又は条例の制定により会議が非公開とされている場合
- （２）大津町情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当すると認められる事項について、審議、審査、又は調査等を行う場合
- （３）公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しく支障を生じると認められる場合

4 会議の公開又は非公開の決定

- （１）審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第3に定める会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。
- （２）審議会等は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

5 公開の方法

- （１）審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- （２）審議会等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に傍聴席を設けるものとする。
- （３）審議会等の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

(1) 審議会等の会議を開催するにあたっては、開催日程等について、当該会議開催の一週間前までに公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(2) 前項に規定する公表は、審議会等の開催のお知らせを大津町ホームページ又は役場の掲示場に掲示する等により町民への周知に努めるものとする。

7 議事録の作成及び公表

(1) 審議会等は、会議終了後速やかに、当該会議の議事録又は議事概要を作成するものとする。議事録は、当該会議における審議内容、審議経過等を町民が十分理解できるような形式とするよう努めなければならないものとする。

(2) 審議会等は、会議録を大津町ホームページに掲示し、また、会議資料を会議録と併せて所定の場所に於いて町民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。ただし、非公開情報に係る資料等を除く。

附 則

この指針は、平成23年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。